

福祉の窓

〔福祉サービス等のご案内〕

家庭児童相談室からの

お知らせ

家庭児童相談室では、家族の方々に限らず、どなたからの相談にも応じています。

相談で知り得た個人の情報や秘密は固く守ることが義務づけられていますので、一人で悩まず、家族だけで悩まず、お気軽にご相談ください。

相談受付の内容

- ① 性格や生活習慣に関すること
- ② 知的能力、言語能力の発達や発育不良に関すること
- ③ 不登校、いじめ、長期欠席等学校生活に関すること



- ④ 非行に関する事
- ⑤ 親子関係、虐待、家庭内暴力等家族の人間関係に関する事
- ⑥ 養育にかかる経済的不安、養育の態度や姿勢、地域の環境等の環境福祉に関する事
- ⑦ 知的障がい、肢体不自由等心身の機能に障がいをもつ児童の養育に関する事
- ⑧ その他相談したいこと

相談の方法

- ▽ 電話による相談
3名の家庭児童相談員が対応しています。
 - ▽ 来所による相談
相談室や相談コーナーが用意されています。
 - ▽ 訪問による相談
家庭児童相談員が、家庭や学校等を訪問して相談に応じます。
- ※民生・児童委員、学校、幼稚園、保育所等を通しての相談も可能です。

※必要に応じ関係機関とも連携を図り、よりよい問題解決に向けて対処します。

相談窓口 家庭児童相談室
(本庁1階子育て支援課内)

児童相談の対象年齢

家庭児童相談室への相談は、原則として18歳までの児童が対象となります。

助けての
小さなサイン
受け止めて

11月は、児童虐待防止推進月間です。私たち市民も、早期発見、早期対応など地域ぐるみで虐待防止に努めましょう。

問い合わせ：

家庭児童相談室
☎(22)0783

要介護認定者へ「障害者控除対象者認定書」を交付

所得の申告時に障害者控除を受けられるよう、介護保険法の要介護認定者で、障害者に準ずると認められる方に認定書を交付しています。

申請できる方

65歳以上の方で要介護1以上の方(要介護認定の申請中の方も申請できます。)

申請の必要がない方

- ・身体障害者手帳一・二級、療育手帳Aを所持する方
- ・本人および扶養者が、非課税の方等で確定申告等をする必要がない方

既に認定書をお持ちの方で認定区分等に変更がない方

申請の方法

申請は随時受け付けます。高齢福祉課または各支所市民福祉課に備え付けの申請用紙に必要事項を記入のうえ提出(郵送でも可能)してください。調査を行い、認定書を交付します。

その他

既に認定書をお持ちの方は、内容に変更がない限り、毎年の所得の申告にお使いいただけます。ただし、障害が軽減された方は、内容を審査し、認定書を返還していただくこともあります。

問い合わせ：

高齢福祉課長寿福祉係
☎(55)5114

肢体不自由者来所相談会

補装具(義肢、装具、車いす等)の購入・修理、医療、その他更生に関する相談会が

次の日程で開催されます。

開催日 11月10日(月)
受付時間 午後1時～3時
会場 県障がい者総合福祉センター(県庁東分庁舎)

※身体障害者手帳をお持ちの方は持参してください。

相談料

無料

申込期限 開催日の3日前

申込方法 事前に電話等でお申し込みください。

問い合わせ・申し込み：

福祉課障がい福祉係
☎(55)5113

または各支所市民福祉課

拡大読書器を二本松図書館に設置しました

視覚に障がいのある方や高齢者の方を支援するため、二本松図書館に拡大読書器を設置しました。

肉眼では読みにくい小さな文字の文庫本などの印刷物を大きく拡大して読むことができます。肉眼では読みにくい小さな文字の文庫本などの印刷物を大きく拡大して読むことができます。ですので、図書館で本や資料をじっくり読むのにも大変便利です。ぜひご利用ください。

問い合わせ：

福祉課障がい福祉係
☎(55)5113